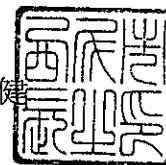


西尾市告示第96号

西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号）第18条の2第1項及び西尾市国民健康保険税条例（昭和43年西尾市条例第12号）第26条第1項の規定に基づき、令和6年1月18日西尾市告示第2号において別途市長が定める期日については、次に掲げるとおりとする。

令和6年12月17日

西尾市長 中村



対象となる申告等の期限及び期日

対象となる申告等の期限			期日
1	令和5年度分の普通徴収に係る個人市民税の納期限	第4期	令和7年1月31日
2	令和6年度分の普通徴収に係る個人市民税の納期限	第1期～第3期	
3	令和5年度分の固定資産税及び都市計画税	第4期	
4	令和6年度分の固定資産税及び都市計画税	第1期～第3期	
5	令和6年度分の軽自動車税（種別割）	全期	
6	令和5年度分の国民健康保険税	第7期及び第8期	
7	令和6年度分の国民健康保険税	第1期～第6期	
8	1の項から7の項に掲げる期限以外の申告等の期限	令和6年1月1日から令和7年1月31日までの間に期限が到来するもの	

指定地域

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町